

○帯広市民文化ホール条例施行規則

昭和63年11月30日教育委員会規則第13号

改正 平成7年9月21日教育委員会規則第7号

平成7年12月19日教育委員会規則第11号

平成9年3月28日教育委員会規則第1号

平成15年4月1日教育委員会規則第7号

平成17年3月29日教育委員会規則第2号

平成17年3月29日教育委員会規則第4号

平成17年9月28日教育委員会規則第18号

平成19年3月28日教育委員会規則第5号

平成20年3月28日教育委員会規則第6号

平成22年7月23日教育委員会規則第8号

平成23年9月30日教育委員会規則第12号

平成24年3月28日教育委員会規則第2号

平成25年2月28日教育委員会規則第4号

平成26年2月13日教育委員会規則第3号

平成28年3月30日教育委員会規則第3号

平成31年4月24日教育委員会規則第2号

令和元年12月26日教育委員会規則第9号

令和3年3月26日教育委員会規則第2号

令和4年3月29日教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市民文化ホール条例（昭和63年条例第40号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により、帯広市民文化ホール（以下「文化ホール」という。）の使用許可を受けようとする者は、帯広市民文化ホール使用許可申請書（第1号様式）を帯広市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用許可の申請は、使用日の属する月の1年前の月の初日から受付けするものとする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 教育委員会は前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、使用の許可をするときは、帯広市民文化ホール使用許可書(第2号様式)を申請者に交付する。ただし、市の主催に係るものについては、この限りでない。

2 使用許可の期間は、引続き5日以内(ただし、休館日は含まない。)とし、定期的曜日又は定期的日時の独占的な使用を許可しない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(使用許可の取消又は変更)

第4条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその使用許可を取消し、又は内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる期日までに施設使用許可変更・取消申請書(第3号様式)に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。この場合において、使用許可の内容の変更により既納の使用料に不足が生じたときは、当該不足の使用料を徴収する。

(1) 大ホール、小ホール、楽屋その他これらに付帯して使用する室については、使用日の2か月前

(2) リハーサル室、練習室及び会議室については、使用日の15日前

2 前項の規定により使用許可の内容の変更を許可したときは、施設使用許可変更許可書(第4号様式)を交付する。

(備付物件の使用料)

第5条 条例第7条第2項の規定による備付物件の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料等の後納)

第6条 条例第7条第1項ただし書の規定による使用料及び暖房料(以下「使用料等」という。)の後納は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 行政機関等が使用する場合

(2) 教育委員会が特別の理由があると認めた場合

2 前項の規定により使用料等の後納を受けようとする者は、帯広市民文化ホール使用料等後納申請書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条第3項の規定による使用料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、暖房料については、減免の対象としない。

(1) 免除

ア 市が主催又は委託する行事等で利用する場合

イ 市内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校及び帯広市立南商業高等学校が教育又は保育目的で利用する場合

ウ その他教育委員会が特に認めた場合

(2) 5割減額

ア 市が共催する行事等で利用する場合

イ 市内の高等学校が教育目的で利用する場合(帯広市立南商業高等学校を除く。)

ウ 減額登録団体が営利を目的としない入場料等1,000円以下の日頃の活動発表の催事のために利用する場合。ただし、日頃の練習活動は除く。なお、鑑賞団体の催事にあっては入場料等5,000円以下とする。

エ その他教育委員会が特に認めた場合

2 使用料の減免を受けようとする者は、帯広市民文化ホール使用料減免申請書(第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、減額登録団体並びに教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

3 教育委員会は、使用料の減免を決定したときは、帯広市民文化ホール減免決定書(第7号様式)により通知するものとする。

(登録団体の申請)

第8条 前条第1項第2号ウの減額登録団体は、次のすべてに該当する団体とする。

(1) 過半数の市民によって構成された文化団体で過去1年以上継続して活動していること。

(2) 規約、役員名簿等を備えた団体であること。

(3) 営利を目的とした団体でないこと。

2 前項の減額登録団体の登録を申請しようとする者は、登録団体申請書(第8号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請について減額登録団体として決定したときは、減額登録団体決定書(第9号様式)により通知し、登録団体名を公示するものとする。

4 減額登録団体としての登録有効期間は登録された年度限りとする。

(使用料等の還付)

第9条 条例第8条第1項ただし書の規定により還付する使用料等の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第8条第1項第1号及び第2号の規定に該当する場合 既納の使用料等

の全額

(2) 条例第8条第1項第3号の規定に該当する場合 既納の使用料等の半額

2 前項の規定により使用料等の全部又は一部の還付を受けようとする者は、帯広市民文化ホール使用料等還付申請書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設設備又は場所以外は使用し又は立入らないこと。
- (2) 許可なく広告宣伝物等の掲示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
- (3) 収容定員を超えて人員を入場させないこと。
- (4) 入場者の整理を適切に行うこと。
- (5) 使用時には係員に届け出ること。
- (6) 係員による使用後の点検を受けること。
- (7) 入場者に第11条の事項を守らせること。
- (8) あらかじめ指定された場所以外では火気を使用しないこと。
- (9) その他係員の指示に従うこと。
- (10) 前各号のほか、教育委員会が別に定める使用心得を守ること。

（入場者の遵守事項）

第11条 入場者（敷地内に立ち入る者も含む。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 施設内外を汚損し、設備を損傷しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (6) 喫煙をしないこと。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

（入場者の規制）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 泥酔者、その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者
- (2) 危険物を持ち込む者

- (3) 適当な保護者又は付添人の同伴しない未就学児童
- (4) 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれのある者
- (5) その他施設の管理上支障があると認められる者

(販売行為の禁止)

第13条 使用者は、施設内外において物品の販売若しくは金品の寄附募集等の行為をし、又はさせてはならない。ただし、教育委員会が認めた場合はこの限りでない。

(使用等の事前打合せ)

第14条 使用者は、施設及び附属設備等の使用について、原則として使用日の3日前までに文化ホールの職員と使用方法、その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

(整理員の配置)

第15条 使用者は、施設内外の秩序を保持するため、整理員等を置かなければならない。

(特別施設等の申請)

第16条 条例第10条の規定により特別施設等の設置の承認を受けようとする者は、教育委員会に届け出なければならない。

(破損滅失の届出)

第17条 使用者は、施設等を破損又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(委員長及び副委員長)

第18条 帯広市民文化ホール運営審議会（以下「審議会」という。）に、委員長1名、副委員長1名を置き、その選出は委員の互選とする。

- 2 委員長は、会議の議長となり会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

(招集)

第19条 審議会は委員長が招集する。

(会議)

第20条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 審議会の議事その他について必要な事項は、委員長が審議会にはかつて定める。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第21条 条例第15条の規定により指定管理者に文化ホールの管理を行わせる場合にお

ける第2条から第4条まで、第13条、第16条及び第17条の規定の適用については、これらの規定（第2条第1項を除く。）中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項中「第1号様式」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、「帯広市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「第2号様式」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、第4条第1項中「第3号様式」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「徴収する」とあるのは「指定管理者に収受させる」と、同条第2項中「第4号様式」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

（委任規定）

第22条 この規則に定めるもののほか、施設の管理について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和64年1月10日から施行する。

附 則（平成7年9月21日教委規則第7号）

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成7年12月19日教委規則第11号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日教委規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日教委規則第7号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日教委規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日教委規則第18号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成22年 7 月23日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 9 月30日教委規則第12号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月28日教委規則第 2 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 2 月28日教委規則第 4 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 2 月13日教委規則第 3 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日教委規則第 3 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 4 月24日教委規則第 2 号）

この規則は、平成31年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月26日教委規則第 9 号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月26日教委規則第 2 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月29日教委規則第 1 号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

備付物件使用料

| 区分        | 物件名          | 単位 | 回数 | 金額（円）  | 摘要      |
|-----------|--------------|----|----|--------|---------|
| 舞台関係・大ホール | 所作台          | 1式 | 1回 | 5,090  |         |
|           | 地がすり         | 1枚 | 1回 | 1,010  |         |
|           | 反響板          | 1式 | 1回 | 3,050  |         |
|           | スクリーン        | 1式 | 1回 | 1,520  |         |
|           | 演台           | 1式 | 1回 | 810    |         |
|           | 紗幕           | 1枚 | 1回 | 500    |         |
|           | オーケストラ迫り装置   | 1式 | 1回 | 3,050  |         |
|           | 小迫り装置        | 1式 | 1回 | 1,010  |         |
| 舞台関係・小ホール | 所作台          | 1式 | 1回 | 3,050  |         |
|           | 地がすり         | 1枚 | 1回 | 810    |         |
|           | 反響板          | 1式 | 1回 | 2,030  |         |
|           | スクリーン        | 1式 | 1回 | 1,010  |         |
|           | 演台           | 1式 | 1回 | 500    |         |
|           | 紗幕           | 1枚 | 1回 | 300    |         |
| 舞台関係・共通   | 平台           | 1台 | 1回 | 150    |         |
|           | めくり台         | 1台 | 1回 | 100    |         |
|           | 金屏風          | 1双 | 1回 | 2,030  |         |
|           | 鳥ノ子屏風        | 1双 | 1回 | 2,030  |         |
|           | 毛氈           | 1枚 | 1回 | 300    |         |
|           | 上敷           | 1枚 | 1回 | 100    |         |
|           | 舞台用塩ビシート     | 1枚 | 1回 | 810    |         |
|           | 指揮者台         | 1台 | 1回 | 200    |         |
|           | 譜面台          | 1台 | 1回 | 50     |         |
|           | 譜面灯          | 1灯 | 1回 | 50     |         |
|           | 大太鼓          | 1台 | 1回 | 1,010  |         |
|           | 浅黄幕          | 1式 | 1回 | 500    |         |
|           | 紅白幕          | 1式 | 1回 | 500    |         |
|           | 振り竹          | 1式 | 1回 | 500    |         |
|           | 国旗・道旗・市旗     | 1枚 | 1回 | 200    |         |
|           | 松羽目          | 1式 | 1回 | 1,520  |         |
|           | 竹羽目          | 1式 | 1回 | 1,520  |         |
|           | 人形立          | 1本 | 1回 | 50     |         |
|           | 能舞台          | 1式 | 1回 | 5,090  |         |
|           | ピアノ（フルコン外国製） | 1台 | 1回 | 10,190 | リハーサル5割 |
|           | ピアノ（フルコン国産）  | 1台 | 1回 | 5,090  | リハーサル5割 |

|                     |                 |     |     |       |              |
|---------------------|-----------------|-----|-----|-------|--------------|
|                     | 製)              |     |     |       |              |
|                     | ピアノ (グランド国産製)   | 1 台 | 1 回 | 3,050 | リハーサル 5 割    |
|                     | ピアノ (アップライト)    | 1 台 | 1 回 | 1,010 |              |
|                     | 映写機             | 1 式 | 1 回 | 5,090 | 16ミリ         |
|                     | オーバーヘッド・プロジェクター | 1 式 | 1 回 | 500   |              |
|                     | 姿見              | 1 面 | 1 回 | 200   | 移動用          |
|                     | ドライアイスマシーン      | 1 台 | 1 回 | 1,010 | ドライアイス元持込み   |
|                     | フォグスモークマシーン     | 1 台 | 1 回 | 1,520 |              |
|                     | スクリーン           | 1 式 | 1 回 | 200   | 移動式          |
| 舞台照明<br>関係・大<br>ホール | ボーダーライト         | 1 列 | 1 回 | 1,010 |              |
|                     | サスペンションライト      | 1 組 | 1 回 | 1,520 | 10台組         |
|                     | サスペンションライト      | 1 組 | 1 回 | 760   | プロセニウム用 5 台組 |
|                     | アッパーホリゾントライト    | 1 列 | 1 回 | 2,030 |              |
|                     | ロアーホリゾントライト     | 1 列 | 1 回 | 2,030 |              |
|                     | フットライト          | 1 列 | 1 回 | 1,010 |              |
|                     | 花道フットライト        | 1 列 | 1 回 | 610   |              |
|                     | 反響板ライト          | 1 式 | 1 回 | 1,010 |              |
|                     | シーリングライト        | 1 組 | 1 回 | 810   | 4 台組         |
|                     | ピンスポットライト       | 1 台 | 1 回 | 2,030 |              |
|                     | 調光卓             | 1 式 | 1 回 | 5,090 |              |
| 舞台照明<br>関係・小<br>ホール | ボーダーライト         | 1 列 | 1 回 | 610   |              |
|                     | サスペンションライト      | 1 組 | 1 回 | 1,520 | 10台組         |
|                     | サスペンションライト      | 1 組 | 1 回 | 760   | プロセニウム用 5 台組 |
|                     | アッパーホリゾントライト    | 1 列 | 1 回 | 1,520 |              |
|                     | ロアーホリゾントライト     | 1 列 | 1 回 | 1,520 |              |
|                     | フットライト          | 1 列 | 1 回 | 810   |              |
|                     | 花道フットライト        | 1 列 | 1 回 | 500   |              |
|                     | 反響板ライト          | 1 式 | 1 回 | 810   |              |
|                     | シーリングライト        | 1 組 | 1 回 | 810   | 4 台組         |
|                     | ピンスポットライト       | 1 台 | 1 回 | 1,010 |              |
|                     | 調光卓             | 1 式 | 1 回 | 3,560 |              |
| 舞台照明<br>関係・共<br>通   | スポットライト         | 1 台 | 1 回 | 150   | 500W         |
|                     | スポットライト         | 1 台 | 1 回 | 200   | 1000W        |
|                     | スポットライト         | 1 台 | 1 回 | 300   | 1500W        |

|                     |       |     |        |       |
|---------------------|-------|-----|--------|-------|
| スポットライト             | 1 台   | 1 回 | 300    | 2000W |
| ミニブルライト             | 1 台   | 1 回 | 300    |       |
| シンプルライト             | 1 台   | 1 回 | 300    |       |
| エリプソイダルライト          | 1 台   | 1 回 | 400    |       |
| ピンスポットライト           | 1 台   | 1 回 | 810    | 1000W |
| ピンスポットライト           | 1 台   | 1 回 | 1, 010 | 750W  |
| ストリップライト            | 1 台   | 1 回 | 300    |       |
| エフェクトスポットライト        | 1 台   | 1 回 | 300    | 1000W |
| エフェクトスポットライト        | 1 台   | 1 回 | 300    | 2000W |
| デスクマシーン             | 1 台   | 1 回 | 300    |       |
| センターレスマシーン          | 1 台   | 1 回 | 300    |       |
| フィルムマシーン            | 1 台   | 1 回 | 300    |       |
| リップルマシーン            | 1 台   | 1 回 | 300    |       |
| フリッカマシーン            | 1 台   | 1 回 | 300    |       |
| プリズムマシーン            | 1 台   | 1 回 | 300    |       |
| カレイドマシーン            | 1 台   | 1 回 | 300    |       |
| スライドキャリア            | 1 台   | 1 回 | 300    |       |
| 種板                  | 1 枚   | 1 回 | 100    |       |
| 先玉                  | 1 個   | 1 回 | 200    |       |
| ストロボ                | 1 台   | 1 回 | 810    | マルチ   |
| ファイヤードラム            | 1 台   | 1 回 | 810    |       |
| 波マシーン               | 1 台   | 1 回 | 810    |       |
| 虹マシーン               | 1 台   | 1 回 | 810    |       |
| ドラムマシーン             | 1 台   | 1 回 | 810    |       |
| ミラーボール              | 1 台   | 1 回 | 810    |       |
| オーバーヘッド             | 1 台   | 1 回 | 1, 520 |       |
| タワースタンド             | 1 台   | 1 回 | 1, 010 |       |
| カラーフィルター            | 1 枚   | 1 回 | 500    |       |
| スタンド                | 1 台   | 1 回 | 100    |       |
| 持込み照明設備             | 1 回路  | 1 回 | 100    |       |
| 持込み電源               | 1 K W | 1 回 | 150    |       |
| ムービングライト (P A Rタイプ) | 1 組   | 1 回 | 2, 000 | 4 台組  |
| ムービングライト(スタジオスポット)  | 1 組   | 1 回 | 2, 900 | 4 台組  |
| ムービングライト操作卓         | 1 式   | 1 回 | 1, 600 |       |
| カラーチェンジャー           | 1 組   | 1 回 | 500    | 8 台組  |
| カラーチェンジャー操          | 1 式   | 1 回 | 150    |       |

|         |                 |      |     |       |                     |
|---------|-----------------|------|-----|-------|---------------------|
|         | 作卓              |      |     |       |                     |
| 音響関係・共通 | マイクロホン          | 1 本  | 1 回 | 500   | ダイナミック              |
|         | マイクロホン          | 1 本  | 1 回 | 810   | コンデンサー              |
|         | マイクロホン          | 1 本  | 1 回 | 1,010 | ワイヤレス               |
|         | 3 点吊りマイク装置      | 1 台  | 1 回 | 1,520 |                     |
|         | マイクスタンド         | 1 本  | 1 回 | 50    | ブーム・フロア・卓上          |
|         | プレーヤー           | 1 台  | 1 回 | 1,010 | C D・レコード・MD 用       |
|         | テープレコーダー        | 1 台  | 1 回 | 1,010 | カセット・オープン・8 トラック    |
|         | エレベーターマイク       | 1 台  | 1 回 | 1,520 | マイク付                |
|         | アナウンス装置         | 1 台  | 1 回 | 1,010 | マイク付                |
|         | ワイヤレス受信装置       | 1 台  | 1 回 | 500   | 1 チャンネル             |
|         | 袖ミキサーアンプ        | 1 台  | 1 回 | 3,050 | レコードプレーヤー・テープレコーダー付 |
|         | 効果器             | 1 台  | 1 回 | 1,520 | サウンドプロセッサー・デジタルリバーブ |
|         | 調整卓             | 1 台  | 1 回 | 3,050 |                     |
|         | サブ調整卓           | 1 台  | 1 回 | 1,010 |                     |
|         | 増幅器             | 1 台  | 1 回 | 150   |                     |
|         | 入出力回路           | 1 回路 | 1 回 | 500   |                     |
| 特別会議室関係 | オーバーヘッド・プロジェクター | 1 式  | 1 回 | 500   |                     |
|         | メディアボード         | 1 式  | 1 回 | 1,010 |                     |
|         | 電動メインスクリーン      | 1 式  | 1 回 | 500   |                     |
| その他     | 映像システム          | 1 式  | 1 回 | 3,560 |                     |
|         | シャワー室           | 1 室  | 1 回 | 500   |                     |

「注」

- 1 使用回数は、4 時間以内の各使用区分をもってそれぞれ 1 回とする。
- 2 時間区分を延長して使用した場合の当該延長時間に係る 1 時間当たりの使用料は、4 で除して得た額の 100 分の 120 の額（1 円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 3 ピアノ調律は、使用者において行うものとする。